

新司法修習の現状と課題

井上裕明

- I はじめに
- II 新修習の実施に至る経緯
 - 1 司法制度改革審議会意見書
 - 2 司法改革推進本部法曹養成検討会での検討と法改正
 - 3 最高裁司法修習委員会
- III 新修習制度の概要
 - 1 理念と基本構想
 - 2 実務修習
 - 3 集合修習
- IV 東京における選択型実務修習の準備状況
 - 1 第一東京弁護士会での取組み
 - 2 東京三弁護士会の協議会
 - 3 司法修習生指導連絡委員会と事務担当者の打ち合わせ
 - 4 全国プログラムについて
 - 5 選択型実務修習についての問題点
- V 現状と課題
 - 1 法科大学院教育との連携と導入修習の廃止
 - 2 司法研修所の管理運営
 - 3 修習生の増加への的確な対応
 - 4 分野別実務修習の期間短縮と合同修習の在り方
 - 5 地域別クラス編成の導入
 - 6 成績評価の問題と二回試験における追試の廃止
- VI おわりに

5月の第1回新司法試験を受験し、1009名が合格した。

この合格者からなる新60期の司法修習生(991名)は、同年11月27日から新司法修習を開始した¹。

本稿では、この新しい司法修習制度(以下「新修習」という。)について、充実した実務導入教育を行うことを期待されている法科大学院関係者や新61期以降に新修習を開始する実務庁会の参考に供するために、主に過去1年間の議論や新60期から実施する実務庁会での準備の状況、そこでクローズアップされてきた問題点を中心に提起したい。

なお、弁護士会における選択型実務修習など新修習についての取組みは、執筆者の所属する第一東京弁護士会のものを中心として紹介すること、また、意見にわたる記述は、すべて執筆者の個人的意見を記したものであり、日弁連や法曹養成対策室の意見ではないことについて、予めお断りしておく。

II 新修習の実施に至る経緯

1 司法制度改革審議会意見書

1999年(平成11年)7月に内閣に設置された司法制度改革審議会は、2年間の審議を行い、2001年(平成13年)6月に「司法制度改革審議会意見書」(以下、「改革審意見書」と

I はじめに

2004年(平成16年)4月に開校された法科大学院の1期生のうち期間2年の法学既修者コースの修了者2091名が2006年(平成18年)

1 平成18年度(2006年度)採用の修習生については、現行制度による修習生も新制度採用の修習生も「第60期」と呼称し、呼び分けが必要な場合には、適宜「現行60期」「新60期」と使い分けをしても良いものとされた(2006年2月21日付司法研修所事務局長通知)。

いう。)を内閣に提出した。この改革審意見書では、「21世紀の司法を担うにふさわしい質の法曹を確保するため、司法試験という『点』による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を整備する²⁾として、新しい法曹養成制度においても司法修習が維持されるべきことを宣言した。また、法曹人口の充実について、2010年(平成22年)ころには新司法試験の合格者数の年間3000人達成を目指すべきとした³⁾。

そして、新修習について、意見の趣旨として以下の3点を取りまとめた。

- (1) 「新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。」
- (2) 「給費制については、その在り方を検討すべきである。」
- (3) 「司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。」

2 司法制度改革推進本部法曹養成検討会での検討と法改正

改革審意見書を受け、2001年(平成13年)12月、内閣に司法制度改革推進本部が設置され、司法制度改革に必要な法律の立案等の作業のため、以下のとおり、学者、実務家、有

識者等から成る検討会が設置された。法曹養成検討会は、2002年(平成14年)1月を第1回とし2004年(平成16年)11月まで24回にわたって開催され、法科大学院や新司法試験とともに新修習の在り方が検討された。

まず、新修習の期間は1年間とすることが2002年(平成14年)6月の検討会で、移行期間中の現行型修習の期間を1年4か月とすることが同年9月の検討会で取りまとめられ、同年12月6日、「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律⁴⁾が成立した。

また、最高裁判所から検討会に対して「新司法修習の内容等について⁵⁾と題された説明資料が提出され、新修習は、法科大学院において実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提として、分野別実務修習を中核とすることとし、前期修習は行わないこと、「総合型実務修習」(後述する最高裁修習委員会での議論で「選択型実務修習」と呼称が変更された。以下では用語を「選択型実務修習」に統一する。)という新修習の仕組みを設けることなどが提案された。この「選択型実務修習」は、各実務庁会での分野別実務修習を終えた後にその深化と補完を図るため修習生の志望や修習実績を踏まえて行う実践的教育プログラムであり、司法修習生を2班に分けて司法研修所における集合修習とこの選択型実務修習を入れ替えて行うことにより、司法研修所の受け入れ人数を倍増させることも可能とするものである。

検討会での審議期間の後半では、司法修習生への給費制を廃止して希望者への貸与制に

2 この理念は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年12月6日法律第139号)として、法文化されている。

3 司法制度改革審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革に関し政府が講ずべき措置については、「司法制度改革推進計画」として平成14年3月19日に閣議決定がなされている。

4 2006年(平成18年)4月1日施行(附則1条2号)。

なお、施行日以降に採用される現行司法試験の合格者については、最高裁判所が修習期間を定めることができるものとされ(附則11条2項)、検討会での検討にもとづいて1年4か月間とされた。

5 2002年(平成14年)9月18日、第12回検討会に提出された。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/yousei/dai12/12siryou_s.pdf

移行することについて、激しい論争がなされた。日弁連は、修習専念義務を負う修習生に経済的負担を与えるべきでないという観点から、給費制廃止に反対する日弁連推薦委員をバックアップするべく会長緊急声明⁶を公表し、また、司法修習給費制問題対策本部を設置して給費制廃止に反対する活動を展開したが、給費制廃止反対論は、取りまとめにおいては日弁連推薦委員の少数意見として明記されるにとどまり、貸与制への移行を内容とする裁判所法の改正法案が、国会に提出された。

日弁連の活動は法案の国会提出後も継続され、2004年（平成16年）12月10日に「裁判所法の一部を改正する法律」が成立して給費制からの貸与制への移行が決定したが、改正法の施行期日は原案の2006年（平成18年）11月1日から2010年（平成22年）11月1日に変更され⁷、また、施行前に採用された修習生は施行後も引き続き給費を受けるものとされた⁸。したがって、2010年（平成22年）に実施される第5回目の新司法試験に合格し修習生として採用された者（新64期）以降について貸与制が適用されることとなった。また、これと同時に、それまで法律には規定のなかった修習生の修習専念義務が、明文で規定されることとなった⁹。

3 最高裁司法修習委員会

最高裁判所は、前述の改革審意見書の(3)を受けて、2003年（平成15年）5月1日、司法修習委員会（以下「最高裁修習委員会」という。）を新たに設置した¹⁰。最高裁修習委員会は、司法修習についての基本方針の策定及び実施に関する重要事項、司法修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項などを調

査審議し、最高裁判所に意見を述べることとされている。

最高裁修習委員会は、法曹三者、司法研修所長、法科大学院教員、学識経験者等10名からなる。また、委員を補佐するため幹事が選任されており、各回の委員会に先立って幹事会が開催されるのが恒例となっている。

第1回の最高裁修習委員会は、2003年（平成15年）7月18日に開催され、その後、8回の審議を経て、2004年（平成16年）7月2日、「議論の取りまとめ」（以下、「最高裁修習委員会の取りまとめ」という。）が答申された。

この間、日弁連は「新しい法曹養成制度における司法修習のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、最高裁修習委員会の取りまとめに向けた議論に対応した。

III 新修習制度の概要

1 理念と基本構想

「最高裁修習委員会の取りまとめ」では、司法修習の意義・理念として、①幅広い法的ニーズに応えられる法曹を養成するため、法科大学院教育及び法曹資格取得後の継続教育との有機的な連携と役割分担を図る、②修習では、法曹に共通して必要である「法曹としての基本的なスキルとマインド」の養成に焦点を絞る、③修習では、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力の養成に重点を置く、の3つを挙げる。

これは、①従来であれば修習中に修得させるべきと考えられていた教育であっても、その一部を法科大学院教育や継続教育で行うべきであるということであり、②従来司法研修所が行っていた教育のうち「各分野に特有の

6 2004年（平成16年）6月14日「司法修習給費制の堅持を求める緊急声明」。

7 附則1条

8 附則2条

9 改正裁判所法67条2項

10 外部委員を含む一般規則制定諮問委員会における審議・答申に基づき制定された司法修習委員会規則を根拠とする。

専門的知識・技法や技術的・形式的事項については、むしろそれぞれの法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む。）に委ねることが望ましく」とし、裁判官、検察官または弁護士それぞれの固有の活動に必要な知識や能力の修得を目的とするものは、修習終了後に修得させるべきということとなる。

また、基本構想・構成として、①実務家の個別的指導による「実務修習」を中核とし、体系的、汎用的教育として司法研修所における「集合修習」を実施し、両者を有機的に連携させる、②その順序は、法科大学院における法理論教育と実務導入教育を前提として、実務修習から開始し、その後に集合修習を実施する、とする。

したがって、修習開始後すぐに実務修習に入る構想であり、現行型修習における前期修習に相当するものは、なくなることになる。

2 実務修習

「最高裁修習委員会の取りまとめ」では、実務修習の基本的指導理念・方法として、「法曹三者それぞれの実務について実践的な指導を行う『分野別実務修習』を基本としつつ、司法修習生の自主性を生かした多様な実務経験の修得を図る『選択型実務修習』を行う」とする。

そして、分野別実務修習は、①弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の4分野をそれぞれ2か月ずつとし、②実務家の個別的指導の下で実際の事件の処理を体験的に学ぶ個別修習を中心とすること、及び③質、量ともに修習の実が上がるように指導方法を工夫していくことが必要とする。

したがって、分野別実務修習のイメージとしては現行型修習における実務修習の期間を2か月間ずつに短縮するものととらえることができる。

また、選択型実務修習については、「分野別実務修習の各分野を一通り体験した後に、

司法修習生各自が、その実情に応じて、主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程とし、その期間を2か月とする。」とした上、「選択型実務修習は、制度的に弁護士実務に比重を置いたものとする。そのための方策として、弁護士事務所をホームグラウンドとし、他の場所での修習を行うとき以外は、ホームグラウンドの弁護士事務所での修習を行うものとすることが考えられる。」とする。

3 集合修習

「最高裁修習委員会の取りまとめ」では、集合修習の意義を、実務修習の体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを指導する課程とし、期間は2か月程度、指導内容は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の基本5科目を中心とする。また、現行型修習のクラス担任制を維持し、修習記録を用いた修習生の起案を教官が添削した上で、授業では修習生に説明や討論をさせながら講評することを中心とした教育方法によるとする。

したがって、枠組みとしては、現行型修習における後期修習のそれを維持しつつ、期間を2か月間に短縮するものだと言える。

そして、新修習の完成型において、3000人の修習生の半数は、実務庁会で2か月間の選択型実務修習を行った後、2か月間の司法研修所での集合修習を行うが、残りの半数は司法研修所での集合修習を行った後に、実務庁会での選択型実務修習を行うことになる。これは、司法研修所の現在の収容人数1500名程度を維持したまま3000人程度への増員に対応するものと言える。

IV 東京における選択型実務修習の準備状況

1 第一東京弁護士会での取組み

新60期の選択型実務修習の開始は2007年(平成19年)8月1日である。

第一東京弁護士会では、2003年(平成15年)12月に、新司法修習等に関する検討協議会を設置し、最高裁修習委員会の議論に沿って、新修習について弁護士会の受け入れ準備に必要な事項の議論を開始し、2004年(平成16年)7月以降は「最高裁修習委員会の取りまとめ」に沿って、新修習のイメージの具体化を図り、この意見を逐次、日弁連の司法修習委員会及び日弁連の新しい法曹養成制度における司法修習のあり方に関するワーキンググループに供した。

そこでは、選択型実務修習において、弁護士会の提供するプログラムは各弁護士会の修習委員会だけで対応することは困難であり、多様なプログラムを提供するためには修習委員会以外の各種委員会(その委員が修習委員会の委員とメンバーが重複する場合も少なくない)の全面的な協力が不可欠に必要であると考え、各種委員会の委員長を集めた説明会を開催したり、新修習協議会委員が各種委員会に出席して説明と協力依頼を行ったりするなど、全会的な協力体制の構築に努め、概ねその理解と協力を得た。これにより、多数の委員会から早期にプログラム案の骨子の提供を受けることができ、また、選択型実務修習のイメージを早期に具体化していくことができた。

なお、この協議会は2006年(平成18年)7月末までの29回の議論を経て、司法修習委員会新修習部会に発展的に解消されている。

2 東京三弁護士会の協議会

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の三弁護士会では、従前から、三会修習協議会を開催して修習生の受け入れや合同修習について意見交換を行ってきたが、2005年(平成17年)7月からは同協議会内に新修習ワーキンググループを立ち上げ、積極的な意見交換を開始した。

また、涉外事件や知財事件に特化した法律事務所などには、これまで業務の特殊性などの諸事情から修習生の個別指導の受け入れが十分でなかったところが見られるが、選択型実務修習においては、その特殊性を生かしたプログラムを全国の修習生に提供することが期待されている。これらの事務所に所属する弁護士は、東京三弁護士会のうち異なる会に所属している場合も少なくないことから、これらの事務所に対する全国プログラムの提供依頼や説明会の開催などは、東京三弁護士会が共同して実施した。

その準備を含めて東京三弁護士会の新修習ワーキンググループは、2005年度(平成17年度)に7回、2006年度(平成18年度)には3回が開催された。その後は、現実の新修習の開始を前に三会修習協議会全体で検討することとなった。

また東京三弁護士会と大阪弁護士会の意見交換会も2006年(平成18年)3月以降1年間に5回が開催され、選択型実務修習を中心にガイドラインの問題点の検討や情報交換が行われた。

3 司法修習生指導連絡委員会と事務担当者の打ち合わせ

選択型実務修習において、各実務庁会で提供される修習プログラム¹¹は、各配属庁会の

11 全国プログラムとの対比で「ローカルプログラム」と呼ばれることがあるが、司法研修所では「個別修習プログラム」と称している。

指導担当者で構成される司法修習生指導連絡委員会によって、提示される。この際、三庁会は、それぞれ、充実したプログラムを提供する必要がある。

東京三弁護士会は、三庁会での新修習についての協議の場¹²において、多数のプログラム案を他の2庁に示し(東京配属の新60期273名向けのものとして、最終的に延べ1395名分のプログラムを用意した。)、修習生受け入れへの前向きな検討を求めた。2庁もこれに答え、裁判所は民事263名、刑事75名、家事60名、少年30名の合計428名、検察260名(いずれも最終的な延べ人数)、三庁会の総計で2083名分のプログラムが提供された。プログラムの内容や期間は様々ではあるが、修習生が希望すれば、裁判所と検察庁で1つずつ、弁護士会で4つ以上のプログラムを選択できるだけの数が提供されたことになる。

修習生からの選択型実務修習プログラムの募集手続においては、各実務庁会の実情に応じた募集要項、プログラム案内、応募用紙、結果レポートや結果意見書などの作成が必要である。また、修習生からの応募に対して、各庁会が、各プログラムを割り当てて、その結果を他の庁会に通知し、第二希望や追加募集への対応を極めて限られた期間で実施し、プログラム提供者からの結果意見書を効率よく集約する必要もある。そこで三庁会の指導担当者のなかから各庁会それぞれ1名ずつ「事務担当者」が選任され、これらの極めて実務的な問題についての検討を行い、書式を作成した。この検討過程では、司法研修所から示された書式を東京の実情に応じて変更するに留まらず、司法研修所の示した事務取扱方法について改善を提言するなどして、選択型実務修習の複雑な事務手続の円滑な実現を

図るべく準備を進めた。

また、東京では、従来、修習過程において三庁会が協力して行うカリキュラムは実施されていなかったが、民事及び刑事の模擬裁判については、今後、選択型実務修習の弁護士会提供プログラムとして実施するものの、民事模擬裁判については裁判所の、刑事模擬裁判については裁判所及び検察庁の協力と支援のもとで実施されることとなった。

新60期向けの選択型実務修習の募集要領やプログラム案内は平成19年1月23日から、修習生への配布が開始され、現在募集手続が進行している。

現在、日弁連司法修習委員会は、各弁護士会に選択型実務修習の募集要項やプログラム案内及びその準備状況等についての照会を行っており、その結果は新61期から新修習の受け入れを開始する弁護士会の参考に供せられる予定である。

4 全国プログラムについて

裁判所の提供する全国プログラムは東京及び大阪の地裁知的財産部修習であり、法務省は法務行政修習を提供している。また、東京三弁護士会に所属する延べ4事務所が提供する知財事務所修習、延べ9事務所事務所が提供する渉外事務所修習、延べ6事務所の大規模事務所修習、大阪弁護士会が提供する延べ14事務所での知財事務所修習、延べ19事務所での渉外事務所修習が予定されている。

東京の法律事務所での修習プログラムが各法律事務所から直接提供される形をとるのに対して、大阪では弁護士会が各法律事務所を取りまとめて、弁護士会がプログラムを提供する形となっていることが特徴である。

弁護修習分野でのプログラムは現在のとこ

12 東京では、司法修習生指導連絡委員会は、地裁所長、地検検事正及び三弁護士会会長を構成員に含む会議体であり、従来から、司法修習生指導連絡委員会の委員の枠を越え、裁判所、検察庁、三弁護士会の指導担当者によって構成される三庁会の修習指導担当者の協議が、年に4回程度、開催され、修習日程の実質的な調整や情報交換などに利用されてきた。

ろ、東京及び大阪での大規模、涉外及び知財の事務所修習に留まっている。しかし、今後は、日弁連ひまわり基金による過疎地における公設事務所、日本司法支援センター（法テラス）の地方事務所や司法過疎地域の法律事務所などについても、全国プログラムとして提供されることが期待される。

5 選択型実務修習についての問題点

(1) 選択型実務修習中の修習生の監督体制について

司法研修所の策定した選択型実務修習ガイドラインによれば、選択型実務修習は、各実務修習地の弁護士会に委託して行い、司法修習生に対する監督は、当該弁護士会会長に委託するものとされている。

この点、プログラムに参加している最中の事故にどう対応するか、修習生の出欠及びその正当事由についてどこまで把握しどこまで管理をなすべきかなどについて、東京での指導担当弁護士へのガイダンスなどにおいて、ホームグラウンドとなる個別指導担当弁護士や全国プログラムを提供する法律事務所からの問い合わせが相次いでいる。実際にトラブルが生じたときには、プログラム提供者、個別指導担当弁護士、各弁護士会と司法研修所とが緊密かつすみやかに連携して、対応することが必要となろう。

(2) 修習生の応募の動向について

選択型実務修習は、修習生が自己の進路や関心に応じてプログラムを選択し、分野別実務修習の深化と補完を図ることを目的としている。そのプログラムの中には、東京では、従来は分野別実務修習ですべての修習生が行ってきた民事模擬裁判（弁護修習）、刑事模擬裁判（刑裁修習）などが含まれている。他

方で、特殊な法分野についての比較的専門性の高いプログラムが多数設定されている。これらのプログラムについては、それぞれ、可能な限り多数の修習生に選択し履修してもらいたいと考えているが、定員数には限りがありすべての修習生が選択することはできないと言わざるを得ない。

もっとも、現時点では、プログラム選択についての修習生の動向は不明であり、応募が定員を超えて抽選などの方法により選出せざるを得ないプログラムが生じる一方で、応募が定員に満たないプログラムが生じることも懸念される。

修習生の中には、考試（いわゆる「二回試験」）を前に修得度に不安を感じている者や進路が決まっていない者がいることも予想され、選択型実務修習の本来の理念と異なる方向でのプログラムの選択がなされる可能性も否定できない。

このような修習生の動向は、修習指導担当者のアナウンスによっても大きく変わってくるものと考えられる。指導担当連絡委員会では、修習生の動向を見ながら、二次募集や追加募集を行うなど臨機応変な対応を想定しておくことが必要であろう。

(3) ホームグラウンド修習について

多数の多様なプログラムが提供され、修習生がこれを選択できることは望ましいことではあるが、選択型修習のベースは弁護実務修習にあるという、選択型修習の理念¹³からすると、ホームグラウンドでの民事刑事の弁護実務修習の充実もまた必要であり、各実務庁会はプログラムの数にのみこだわる必要はないのではないかと考えられる¹⁴。

他方で、修習生の大幅増員に対応するため、修習生を受け入れるスペースが1人分しかな

13 「最高裁修習委員会の取りまとめ」9頁。

14 選択型実務修習のプログラムについて、「最高裁修習委員会の取りまとめ」10頁も「地域の実情に応じた実現可能なものから始め、徐々に豊かな内容に育てていく必要がある。」としている。

い法律事務所においても、時期をずらして同じ期の修習生を複数受け入れてもらうことが想定されている。この場合、選択型実務修習の期間は、その複数の修習生がどちらも同じ法律事務所をホームグラウンドとして同時に修習することになるので、法律事務所内に修習生の在席場所が不足するおそれがある。

ホームグラウンドでの修習生の重複に対処するため、選択型実務修習については修習生の在席場所を事務机に限定せず、法律事務所内の会議室や弁護士会館など実務庁会の施設を活用することや、地域の実情に応じて、その事務所で修習する修習生に対して特定期間のプログラムを優先的に配点する方法など、何らかの工夫や調整が必要であろう。

(4) 自己開拓型プログラムの取扱い

「最高裁修習委員会の取りまとめ」は「司法修習生が自ら開拓した修習先（法曹の活動と密接な関係のある分野）で修習を行うことも認める。」としている¹⁵。

司法研修所が作成した平成18年9月1日付「選択型実務修習の運用ガイドライン」及び「選択型実務修習の運用ガイドラインQ&A」においても、この自己開拓型プログラムについての一定の指針が示されてはいるが、実際に修習生から申請があった場合の司法修習生指導連絡委員会における手続をどうするか、それらの指針が想定していないような申請に対する実質的な判断をどうするかについては¹⁶、引き続き検討を行い、実情に応じてガイドラインを修正していくことが必要である¹⁷。

V 現状と課題

1 法科大学院教育との連携と導入修習の廃止

「最高裁修習委員会の取りまとめ」では、新修習について、「法科大学院設立当初は、いわば実務への導入教育の成熟途上といえるので、当面、司法修習の1年間の課程の冒頭に、法科大学院における実務導入教育を補完するための教育を行うことが相当である。」とされ、その期間については、「差し当たり1か月程度とし、状況を見ながら期間、内容等を調整するのが適当である。」とされている。

2006年（平成18年）11月から始まる新60期においては、これを受けて、各分野別実務修習の期間を1週間ずつ短縮して、冒頭に4週間の導入修習が実施され、起案も各分野で2回ずつ行われた。

ところが、2006年（平成18年）11月9日の第11回最高裁修習委員会では、司法研修所での導入修習に代えて、司法研修所教官を実務修習地に派遣し起案の添削と講評を行うなどの実務修習地における「導入的教育」を行うことが提案された。この提案に対しては、法科大学院において実務教育の導入部分の教育がどの程度であるかまだ検証されていない段階で、「最高裁修習委員会の取りまとめ」を軌道修正することに対する疑問も示された。この提案の背景には、司法研修所が1500人を超える修習生を同時に受け入れるだけの容量

15 「最高裁修習委員会の取りまとめ」8頁。

16 「Q&A」では、自己開拓プログラムの修習先として、弁護士事務所について、将来的に運用の実情によっては認める余地もあり得なくはないとしつつ、少なくとも当面は今後の運用状況を見極める必要もあることから認められないとしている。例えば公設事務所での修習は、全国プログラムとして充実した形で提供されるまでの間は、自己開拓プログラムとして認める余地があるようにも思われる。

17 第10回最高裁修習委員会に提出された「選択型実務修習のガイドラインの概要について」では、「このガイドラインは、選択型実務修習がこれまでにない修習制度であり、これを円滑にスタートさせることを優先的に考慮し、現実的な観点から規定したものであり、今後、選択型実務修習の実施の実情を踏まえ、不断に見直していくこととする。」と明記されている。

を有しておらず、1年のうち1か月間のためにこれを増強するのが困難であること、司法修習生にとっても移動の負担が大きいことなどの事情がある¹⁸。

この提案は、「法科大学院において実務導入教育が行われることを前提として、現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねることとし(た)。¹⁹という新しい法曹養成制度の基本理念からすると、司法研修所における導入教育は本来すみやかになくすべきものであることが改めて確認され、司法修習を実施する側が法科大学院側に対して、実務導入教育の成熟を求める強いメッセージを發していくこととしつつ、最終的には承認された。

その後修習を開始した新60期の司法修習生からは、「導入教育の多くは法科大学院で経験済みであった。」との声が聞かれる一方で、「導入教育は極めてハードスケジュールであったが、非常に有益であった。」との声も少なくなく、個別修習の指導担当弁護士からは、「法律文書の作成能力が十分でない。」「法的な知識は十分に持っているが、実務において有機的に結びつける訓練が不足している。」などの声も聞かれるところであり、司法修習開始時点において、起案能力を中心として、司法修習生ごとの実務についての基礎的な能力、ひいてはその出身法科大学院ごとの実務教育の内容に格差(いわゆる「教育内容のバラツキ」)があることがうかがわれる²⁰。

新61期以降の導入修習の廃止に伴い、法科大学院における実務基礎教育の充実は喫緊の課題である。

そもそも、司法制度改革審議会意見書では、新司法修習の内容について、「法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。」とするに留まるが、最高裁の2002年(平成14年)9月の「新しい司法修習の内容等について」では、前期修習は行わない予定であることが明らかにされ、2004年(平成16年)7月の「最高裁修習委員会の取りまとめ」では、「実務を意識した法理論教育と法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当することにより、法理論と実務との架橋が図られるべきである。」とした上で、「現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねること」が明確に示されている²¹。

修習を実施する側が表明したこのような見解それ自体の是非は置く²²とすれば、法科大学院側には、法曹養成の中核的教育機関として、これを踏まえて、実務基礎教育をすみやかに充実させることが期待されているのであり、修習を実施する側との積極的な情報交換を行い、標準的な実務基礎科目の到達目標について認識の共通化を進め、かつ、それをすみやかに教育内容に反映させることが必要である。

ところが、現状においては、司法修習前期

18 しかしながら、例えば、各実務庁会または高裁所在地等で、修習開始時に1か月程度、または実務修習の各分野の開始時に1週間程度の導入教育を行う方法が検討されるべきではなかろうか。

19 「最高裁修習委員会の取りまとめ」5頁。

20 自由民主党政務調査会司法制度調査会も2006年12月13日、「新たな法曹養成制度の理念の実現のために」を公表しており、「科目(特に実務基礎科目等)によっては、各法科大学院ごとに教えている内容にバラツキがあるとも言われ、教育内容及び方法等については、さらなる充実・改善が求められている。」としている。

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/pdf/seisaku-033.pdf>

21 「最高裁修習委員会の取りまとめ」5頁。

22 「季刊刑事弁護」49号150頁「法科大学院における刑事弁護教育を検証する」など法科大学院の実務家教員を中心に様々な議論が行われている。日弁連が2007年1月に実施した法科大学院の実務家教員に対するアンケートの回答の一部にも、先進的な教育を模索する過程で、従来の司法修習の枠組みとは異なる観点で実務教育を行うべきとする趣旨をみいだすこともできる。

修了程度の教育を行うことが司法修習を実施する側から明確に要求されていることは、すべての法科大学院関係者にとって必ずしも共通認識となっておらず、ましてや、従来の前期修習の教育内容がどのようなものであり、その到達度がどの程度のものであるのかについては、法科大学院関係者に十分認識されているとは言いがたい。ともすると、修習を実施する側からの実務基礎科目についてのメッセージ²³に対し、法科大学院関係者側の認識に齟齬があったのではないかとの懸念を禁じ得ない。

法科大学院関係者は自校の教育内容や教育方法を積極的に相互開示して、実務基礎科目の到達目標についての議論を重ねていく必要があるが、修習を実施する側においても、従来の前期修習の教育内容や教育方法、限られた期間での新修習の内容について、法科大学院側の理解を深めるため、より一層の努力が必要であろう²⁴。

日弁連は、今後とも、法科大学院側と修習を実施する側との積極的な情報交換のための活動に取り組んでいきたいと考えており²⁵、平成19年3月30日には刑事実務教育についてのシンポジウム「法科大学院で刑事手続をどう教えるか」を開催した。

2 司法研修所の管理運営

改革審意見書の「司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設け

るべきである」との提言を踏まえ、最高裁司法修習委員会は設置された。

そして、「最高裁修習委員会の取りまとめ」では、「司法修習委員会は、定例的には毎年2回程度開催し、修習の状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて機動的に開催して、法科大学院との連携、法曹に対する社会的要請等の観点から意見を述べ、これを修習内容に反映させていくものとする。」とされた。

これを、同じく法曹養成機関である法科大学院において、「入学者選抜の公平性・開放性・多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため」認証評価機関が設置されたこととの対比において理解することも可能であろう。

ところが、最高裁修習委員会は、設置直後の約1年にわたり新修習制度の取りまとめに向けて8回にわたる連続した審議が行われた後は、現行型修習の期間短縮に伴う指導要綱の改正、「最高裁修習委員会の取りまとめ」を具体化する新修習の指導要綱、選択型実務修習の在り方などについて、議論が続けられているものの、その開催は年に1回程度に留まっている。

新修習の円滑な実施に向けて司法修習関係者が極めて多忙な時期であるとしても、改革審意見書の理念や「最高裁修習委員会の取りまとめ」に照らせば、新しい修習が開始されて様々な問題があらわれつつあるこのような時期にこそ、最高裁修習委員会を開催することに高い意義が認められるはずである。

23 司法研修所は、2003年（平成15年）以降、新たに民事刑事の裁判記録教材を作成し、従来司法修習生に配布してきた「民事訴訟における要件事実」「紛争類型別の要件事実」「問題研究要件事実」などの法曹会での有償頒布を始めた。法務省法務総合研究所も「捜査手続の流れ」「第一審裁判手続の流れ」などを作成し、日弁連も、2004年（平成16年）4月「刑事訴訟実務教材」を刊行した。

24 人事的な面では、多くの法科大学院において司法研修所教官経験者が実務家教員として教鞭を執っている。一部の法科大学院には現職の裁判教官が派遣されている。そもそも裁判官及び検察官は実務家教員となっても「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」により、身分と収入が保障されている。

25 日弁連は、2006年（平成18年）12月13日、法科大学院教育と新司法試験、新司法修習との有機的な連携の実現などを目的とする法曹養成対策総合会議を設置した。

平成17年度旧試験	現行60期	1500	平成18年度新試験	新60期	1000	平成19年修了者合計	2500
平成18年度旧試験	現行61期	600	平成19年度新試験	新61期	2000	平成20年修了者合計	2600
平成19年度旧試験	現行62期	300	平成20年度新試験	新62期		平成21年修了者合計	
平成20年度旧試験	現行63期		平成21年度新試験	新63期		平成22年修了者合計	
平成21年度旧試験	現行64期		平成22年度新試験	新64期		平成23年修了者合計	3000
平成22年度旧試験	現行65期		平成23年度新試験	新65期		平成24年修了者合計	3000
平成23年度旧試験	現行66期	若干名	平成24年度新試験	新66期		平成25年修了者合計	3000

また、最高裁修習委員会が開催されない期間が長期化したときであっても、最高裁修習委員会の幹事会がこれを補完することや、司法研修所が時機に応じた十分な情報公開を行うことは、司法研修所の適切な管理運営に資するのみならず、法科大学院を含む法曹養成過程全般にとって有益かつ必要であろう。

3 修習生の増加への的確な対応

司法修習生の人数は、現行型修習については前年の旧司法試験の合格者数とほぼ同数であり、新修習については当年の新司法試験の合格者数とほぼ同数であるとみることができ²⁶。

司法制度改革推進計画では、法曹人口の充実について、2010年（平成22年）ころには司法試験の合格者数を3000人程度とするべきとしつつ、新司法試験実施後も5年間程度は移行措置として、旧司法試験を併行して実施すべきであるとされたため、旧司法試験も2011年（平成23年）まで行われることとなった。単答式試験及び論文式試験は2010年（平成22年）までの実施であり、2011年（平成23年）は、2010年（平成22年）の論文試験に合格した者に対する口述試験に限り行われる²⁷。

また、法曹養成検討会では、「平成18年度

以降の現行司法試験（旧司法試験）の合格者数については、年間数百名程度とし、毎年漸減させることとしても、現在の受験者に不当な不利益を与えることにはならない」旨の意見の整理が行われた²⁸。

これを踏まえて、司法試験委員会²⁹では、平成17年2月28日、併行実施期間中の新旧司法試験合格者数についての考え方を明らかにし、合格者の概数の一応の目安として、平成18年の新試験は900人ないし1100人程度、平成18年の旧試験は500人ないし600人程度とし、平成19年の新試験は1800人から2200人程度、平成19年の旧試験は300人程度とした。

このため、2006年（平成18年）から2012年（平成24年）にかけては、現行型修習（4月開始・1年4か月間）と新司法試験の合格者のための新修習（11月開始・1年間）とが併存することになる。

現時点で方針が示されている司法試験の合格者の概数を整理すると以下のとおりとなる（まだ方針が示されていない部分は空欄としている。）。

実務修習の修習期間やカリキュラムの異なる新旧の司法修習生を、同じ実務庁会で併行して受け入れて、新修習と現行型修習とを併行して実施することには困難が伴う。

26 現行型修習については、司法修習生になる資格を持ちながら修習していなかった者が、今後、駆け込みで、司法修習生への採用申し込みをしていくことが考えられる。

27 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）附則第1条、第7条第1項

28 2003年（平成15年）12月9日第20回検討会の「意見の整理」

29 第155回国会において成立した「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」が2004年（平成16年）1月1日に施行され、司法試験管理委員会は司法試験委員会に改組された。

そこで、司法研修所では、全国の実務庁会を、現行型を実施する庁会と新修習を実施する庁会とに分け、現行型と新修習それぞれの修習生の人数を勘案しつつ新修習を実施する庁会を増やしていく方針とした。

2006年（平成18年）4月からの現行型60期1457名は、東京、横浜、千葉、水戸、宇都宮、前橋、甲府、長野、大阪、京都、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、鳥取、福岡、長崎、大分、宮崎、福島、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、函館、釧路、徳島、高知、松山の36の実務修習地に配置し、同年11月からの新60期991名については、東京、さいたま、静岡、新潟、大阪、神戸、名古屋、広島、松江、佐賀、熊本、鹿児島、那覇、仙台、旭川、高松の16の実務修習地へ配置することとした（東京と大阪では新修習と現行型修習の両方の修習生を同時並行的に受け入れる）。

2007年（平成19年）4月から実施の現行型61期約580名は、東京、千葉、水戸、甲府、大阪、大津、岐阜、富山、岡山、大分、福島、函館、松山の13の実務修習地に配属され、同年11月から実施の新61期の修習生（約1800人～2200人）についてはその余の実務修習地に東京と大阪を加えた39の実務修習地に配属される予定である。

日弁連司法修習委員会では、2010年（平成22年）ころまでに受け入れることとなる3000人を全国の弁護士会でどのように割り振るかについて調整が行われた。

そして、3000人受け入れ案をベースに2006年（平成18年）以降の4年間で3000人に向けて増加していく修習生の受け入れ態勢を整えることとなった。

このように2010年（平成22年）の段階での3000人受け入れについては全弁護士会での合意をみてはいるものの、現時点ですでにその体制がほぼ整っている弁護士会と現時点での指導弁護士の確保に支障をきたしている弁護士会とがある。

各弁護士会では、それぞれ、高齢を理由に修習生の個別指導から引退した弁護士に再度修習生の受け入れを依頼したり、従来の基準を改めて経験年数の浅い弁護士にも修習生の個別指導を委嘱したり、同一法律事務所に同一修習期間に複数の修習生を委嘱したり、同一弁護士に1年間に複数回の司法修習生の指導を委嘱するなど、たいへんな努力を重ねている³⁰。

また、各地方裁判所の本庁周辺に事務所を構える弁護士に限らず、地方裁判所の支部の周辺に事務所を構える弁護士にも修習生の受け入れを委嘱している弁護士会も少なくない。弁護士会によっては地域ごとに弁護士会の支部が設けられており、支部所属の弁護士のもとでの弁護実務修習となることから、これを「支部修習」と呼ぶことがある。この支部修習は、支部所属の弁護士にも修習生の受け入れを求めることで、従来から、修習生の増加に伴う指導弁護士数の確保に活用されており、修習生の増加に対応しつつきめ細やかな指導を行うことが可能となる。加えて、司法修習生に支部の魅力を体感してもらうことにより弁護士として多様な地域に定着してもらうことにも資するものであるといえる。

しかしながら、本庁と支部との距離によっては、本庁所在地での合同修習のためかなりの移動時間を要するとともに弁護士会が負担する交通費・宿泊費が相当な額に上ってい

30 元来、大規模庁会では弁護士数が多くても裁判所と検察庁の受け入れ人数に限界があるため、弁護士会の規模から見ると小規模な弁護士会ほど修習生受け入れの負担が重くなる傾向がある。新修習と現行修習を合わせた61期の配属の予定としては、函館弁護士会では会員数32名（2007年3月末日現在・以下同じ）に対して12名の現行修習の修習生、島根県弁護士会では36名の会員数に対して15名の新修習の修習生、滋賀弁護士会では会員数72名に対して28名の現行修習の修習生を受け入れることが求められている。

るといふ問題が生じている。また、支部修習は現在のところ弁護実務修習においてのみ行われていることから、弁護実務修習と裁判・検察実務修習とは異なる都市で修習を受けることになり修習生の居住地の確保や通勤時間も深刻な問題となる。

このような理由から、現在のところ、支部修習の実施は限定的なものに留まっているが、裁判所及び検察庁の支部³¹においても支部修習を実施することとし、そもそもその支部に修習生を配置することとすれば、上述の問題点の多くは解消することができ、全国的に見てかなりの数の修習生を受け入れることが可能となるであろう。これにより、一部実務庁会の過重な負担を緩和することも期待される。

このように裁判所、検察庁及び弁護士会の支部に直接修習生を配属する支部修習は、「完全支部修習」と呼ぶことができる³²。現実の3000名の受け入れにあたっては、このような完全支部修習の実現に向けた検討を進めていく必要がある。

4 分野別実務修習の期間短縮と合同修習の在り方

新修習においては、修習期間が1年間とされたことから分野別実務修習の期間は2か月とされることとなった。

そして、「最高裁修習委員会の取りまとめ」においては、「できる限り合同修習の部分を圧縮し、臨床教育としてより重要な個別修習に集中して指導を行うことが必要である。」とされ、実務家の個別的指導の下で事件の処

理の実際を学ぶ個別修習を可能な限り充実させるために、当該分野別修習中の司法修習生全員を集めて講義や模擬裁判等を行う合同修習は必要最低限のものを残して削減される方向にある。

東京修習では、修習期間の短縮に伴い、刑事裁判修習での刑事模擬裁判の廃止、家裁での修習の期間短縮、検察修習では公判部への一定期間の配属をやめて公判傍聴に切り替え、弁護修習における民事模擬裁判の廃止、東京三弁護士会オープン講義の廃止などが行われている³³。

他方で、前述のとおり法科大学院での実務教育の到達度のバラツキが懸念されており、にもかかわらず導入修習が新60期限りで廃止されたことから、これに代えて新61期以降は、分野別実務修習中に、司法研修所教官を実務修習地に派遣し起案の添削と講評を行うなどの実務修習地における「導入的教育」を行うこととされている³⁴。

限られた修習期間を最も有効かつ適切に活用するために、これからの数年間に試行錯誤が行われることはやむを得ないことではあるが、実務修習の担い手である実務庁会に対しては、合同修習と個別修習の関係やそれらの在り方について、必要に応じて指導要綱やガイドラインの見直しを行うなどして、時機に応じた具体的かつ明確な指針が提供されるべきである³⁵。

いわゆる「里帰り修習」³⁶について簡単に言及する。「最高裁修習委員会の取りまとめ」は、司法修習生の個別体験の内容を充実させ

31 東京地裁八王子支部や大阪地裁堺支部、福岡地裁小倉支部など地裁本庁規模の支部は少なくない。

32 三庁会の各支部に修習生を配属するといっても、形式的には、修習生は本庁に配属されて本庁の責任と監督のもとで修習を行うが、実際の修習場所は実務修習の期間を通じて同一の支部とすることで、実質的な完全支部修習を実現するという方法も可能であろう。

33 前述のとおり、刑事模擬裁判は、選択型実務修習において東京三弁護士会提供プログラムとして、裁判所と検察庁の協力を得て実施される。また、家裁での少年事件修習、家事事件修習も裁判所提供プログラムとして実施される。

34 新60期においても、裁判修習、検察修習では、すでに即日起案などが導入されている。

35 例えば、仮に、分野別実務修習中に特定の修習生について、基本法についての体系的な知識、理解が十分でないことが判明したとき、実務庁会としては、不足している体系的知識と理解を補うためのトレーニングを行うべきなのであろうか。

る工夫の一例として、4分野の実務修習指導担当者間で連携を密にし、「民事裁判修習中に特定の事件の争点整理を修習した者が、民事裁判修習を終えて他分野の修習に移った後に、現に修習中の分野での修習に支障のない範囲でその事件の集中証拠調べを傍聴し、その後の裁判官との合議に参加し、判決の起案まで行うことによって、一つの事件を継続して体験できるように配慮すること」を挙げている。限られた分野別実務修習期間で一つの事件の流れを全体的に把握する方法として極めて有益であり、各実務庁会の担当者の柔軟な対応さえあれば、実施への支障は少ないと考えられ、すみやかに具体化していくことが期待される。

5 地域別クラス編成の導入

「最高裁修習委員会の取りまとめ」は、クラス担任制について、「集合修習においては、全人格的指導を含む充実した実務教育、的確な個別指導・成績評価を行うため、クラス担任制を維持すべきである。」としている³⁷。

従来、クラス編成はなるべく修習地が偏らないように編成されてきたが、新修習においては、修習期間が1年に短縮され、集合修習期間は、従来の前後期各3か月間から、わずか2か月間のみとなる。そこで、実務修習と集合修習の全体を通して、教官、修習生同士の関係を強めていくために、新修習の集合修習におけるクラス編成は地域別とされること

になった。

これまでクラスと実務修習地の両方で人的つながりがあったものが、1つになってしまうというデメリットはあるものの、期間が短縮される中でより密接な人間関係を築くこと、実務庁会の指導官と司法研修所の教官との連携が取りやすくなるというメリットが認められることも確かである³⁸。

新60期については、すべての修習生が分野別実務修習終了後に選択型実務修習を経て集合修習を受けることから、1つのクラスを大規模庁会と小規模庁会で組み合わせるなどして2地域ごととしており、同クラスでの修習地の多様性は一定程度維持されることとなった³⁹。

これに対し、新61期以降は、集合修習と選択型実務修習とが2班編成（たすき掛け）となり、東京・大阪・さいたままで修習する修習生は先に集合修習を行った後に選択型実務修習を行い、残る36庁の修習生は選択型実務修習を行った後に集合修習を行うこととなること、新60期では実施した導入修習が廃止されて分野別実務修習中に研修所から教官が出張して「導入的教育」を行うことから、可能な限り近接した地域でクラスを編成する方針が司法研修所から示されている⁴⁰。

この新61期以降のクラス編成については、可能な限り同一地域を同一クラスとすることで限られた期間での限られた人間関係を可能な限り濃密にすることを指向するか、それと

36 従来から、実務庁会によっては、平日の午後5時以降や土曜日などに、他の庁会に配属されている修習生をも対象とした任意の講義などを行っている例があり、これを「里帰り修習」と呼ぶことがある。「最高裁修習委員会取りまとめ」の挙げる例についての正式名称としては「継続的修習」などが考えられる。

37 「最高裁修習委員会の取りまとめ」12頁。

38 このことは、2006年11月9日の最高裁修習委員会においても議論された。

39 新60期は、1組は東京・静岡、2組は東京・新潟、3組は東京・熊本、4組は東京・鹿児島、5組は東京・那覇、6組は東京・高松、7組はさいたま・神戸、8組もさいたま・神戸、9組は大阪・松江、10組は大阪・佐賀、11組は大阪・旭川、12組は名古屋・広島、13組も名古屋・広島、14組は名古屋・仙台の各修習地の修習生によるクラス編成となっている。

40 新61期以降の東京、大阪及びさいたまに配属される修習生については、二回試験直前の2か月間を選択型実務修習で過ごすことから、二回試験に不利ではないか、修習生の意識が二回試験対策に偏り選択型実務修習に身が入らないのではないか、などの指摘がされている。

も、たすき掛けの2班編成という制限のなかでも、新60期と同様に少なくとも2地域以上の修習生でクラスを編成することとして、同クラスでの修習地の多様性を維持するのか、極めて難しい判断を迫られることになる⁴¹。

なお、さらに修習生相互間の人間関係を親密にする工夫として、修習生の人数が多い実務修習地では、分野別実務修習における4分野の修習順序の班分けについて、可能な限り研修所のクラスと揃えることが考えられる⁴²。

新修習においては、期間の短縮により、同期同クラスの修習生相互の連帯感、クラス担任教官との人格的なつながり、同期同修習地の修習生の連帯感、各分野別実務修習における指導担当者との結びつきは、従来よりも必然的に弱まらざるを得ない。これによる法曹三者の一体感、法曹三者相互の信頼感への影響が懸念されるところである。司法修習に携わる指導担当者の自覚的な努力と工夫を期待してやまない。

6 成績評価の問題と二回試験における追試の廃止

「最高裁修習委員会の取りまとめ」を受けて、新修習では、司法修習の成績評価が簡素

化され、集合修習については、各分野それぞれ6段階（優、良上、良、可、可下、不可）の成績評価が維持されたが、実務修習については、従来の各科目それぞれ6段階の評価から4段階（優、良、可、不可）の評価に変更された⁴³。

司法修習生考試委員会は、「最高裁修習委員会の取りまとめ」を踏まえて、2006年（平成18年）9月28日、司法修習生考試（以下「二回試験」という。）について、成績評価を従前の6段階から4段階とし、教養試験と口述試験を廃止した。これにより、60期以降の二回試験は、民裁、刑裁、検察、民弁、刑弁の5科目の筆記のみとなる。

また、従来は、1科目のみ合格点に達しなかった修習生は合格留保者とされ、この者を対象に当該科目について「追試」が行われていたが、60期以降では、この追試は廃止され、1科目でも不合格点があった者は「不合格」とされることとなった。不合格者は、「願い出によって」罷免され、次の二回試験⁴⁵の直前に再び修習生に採用され、二回試験を受験することができることとなっている⁴⁶。

これは、従来であれば、1科目のみ合格点に達しなかった者は、追試によって救済され

41 従来のクラス編成は、年齢、性別、出身大学、実務修習地など様々な要素を考慮してクラスごとの偏りを少なくするように配慮して行われてきたため、全クラスで教官の合議によって統一された教育が行われることにより、同期の修習生はクラスが違ってほぼ同質で均一性があると考えられてきた。これに対し、地域別クラス編成は、クラスごとに出身法科大学院に偏りが生じる可能性があり、このことと法科大学院ごとの教育内容のバラツキとが相まって、同期の修習生でもクラスや修習地ごとに個性が異なる傾向が生じてくることも考えられる。

42 例えば、東京には新修習の完成時の概数で320名の修習生が配属される見込みである。分野別実務修習では、80名ずつが1班となって民事裁判、刑事裁判、検察、弁護に分かれて修習を行うから、同じ実務修習地であっても、班の異なる240名とは顔を合わせる機会はほとんどない。そこで、同じクラスの修習生は実務修習でも同じ班に配置することが考えられる。この80人という班の単位であっても、全員が親密になることは困難かもしれない。東京では、さらに、弁護実務修習中は、3つの弁護士会に分かれて修習することにも留意が必要である。

43 新修習用の「修習生指導要綱（甲）」（2006年4月1日司研企第000791号司法研修所長事務連絡）とともに、現行修習用「修習生指導要綱（乙）」（2005年11月20日司研企第003675号司法研修所長事務連絡）においても実務修習は4段階評価とされた。

44 4段階評価を行うのは分野別実務修習である。選択型実務修習については、「最高裁修習委員会の取りまとめ」においても、ランク付けはなじみにくいとされ、可・不可の2段階評価とされる。

45 現行修習の修習生は8月に二回試験を受験するが、不合格となったときは、11月に実施される新修習の二回試験を受験できることとされた。新修習の修習生は11月に実施される二回試験に不合格となれば、翌年8月の現行修習の二回試験を受験できることとされた。

46 現在のところ二回試験の受験回数に法令上の制限はないが、再受験のためには、その前提として、司法修習生に再度採用される必要があるところ、欠格事由があると採用されないことになることにも留意が必要である。

る可能性があったが、今後は、次の二回試験の全科目を受け直さなければならないことになったことを意味する。

また、修習の成績及び二回試験の成績は、それぞれ開示の方向で準備が進められているところであるが⁴⁷、実務修習及び集合修習の成績評価については、期間の短縮と相まってこれまで以上に評価に困難が伴うことが予想され⁴⁸、その目的と果たすべき機能が問われるところである。

司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を司法修習生考試委員会に報告し、司法修習生考試委員会は、修習成績と考試の結果によって、合格、不合格を定めるものとされている（司法修習生に関する規則13条、16条）。しかし、合否の判断において修習の成績がどの程度斟酌されているのかは、これまで明らかにされてこなかった。最高裁修習委員会⁴⁹においてもこの点が議論され、今後、継続して検討されることとなっている。

VI おわりに

以上

2006年（平成18年）10月2日に修習が修了した59期修習生は、1493人のうち1386名が合格し、97名が合格留保、10名が不合格となり、合格できなかった者の合計は107名となった⁵⁰。合格できなかった者の人数は、57期の46名、58期の31名から大幅に増加している。

この問題をどのように捉えるか、種々の要因が影響していることが考えられ、軽々に結

論を出すことは躊躇されるところである⁵¹。

しかし、いずれにせよ、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度が充実していくことにより、法曹となる者、すなわち司法修習修了者の質の維持とさらなる向上が実現し、このような問題が経過時期における一時的なものとなることを願ってやまない。

繰り返しになるが、新修習は、プロセスによる新しい法曹養成制度の一環として位置付けられるものであり、法科大学院における教育及び法曹資格取得後の継続教育（OJTを含む。）との有機的な連携と役割分担を図ることが不可欠であるとされている。

法科大学院教育と司法修習の連携はまだ始まったばかりであり、継続教育との連携は今後の検討に委ねられる部分が少なくないが、プロセスによる法曹養成制度全体をよりよいものとするため、関係者が手を携え、知恵を出し合い、力を合わせて取り組んでいく体制をつくっていくため、ご理解とご支援を節にお願い申し上げたい。

47 成績開示の目的には評価の客観性を担保することなどが考えられる。教育的効果を重視するのであれば、各分野が終了するたびにすべての修習生に成績評価を開示して、その修習生自身にその後の修習や継続的研修の参考にしてもらうことも検討されるべきことになる。

48 特に分野別実務修習の指導担当者は、評価の観点についての客観的な水準の把握と、成績評価が修了時の合否判定に与える影響の判断に苦慮してきたと言えるであろう。

49 2006年11月9日開催の第11回最高裁修習委員会

50 59期の合格留保者97名は3か月後に追試を受けたが、その追試でも6人が不合格となり、最終的に16名が不合格となった。

51 自由民主党政務調査会司法制度調査会の2006年12月13日付「新たな法曹養成制度の理念の実現のために」は、「確定的な結論を出すことはできないものの、これまで質を確保する方策がとられることなく、司法試験合格者の数だけを大幅に増加したためではないかと疑われる。」としている。